

平成 2 4 年 度

財政援助団体監査報告書

小金井市勤労者福祉サービスセンター
つくば観光交通株式会社

小金井市監査委員

(写)

小 監 発 第 5 9 号

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

小 金 井 市 長 稲 葉 孝 彦 様

小 金 井 市 議 会 議 員 野 見 山 修 吉 様

小 金 井 市 監 査 委 員 重 永 邦 敏

同 露 木 肇 子

同 武 井 正 明

平成 2 4 年度 財 政 援 助 団 体 監 査 の 結 果 に つ い て (報 告)

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により、平成 2 4 年度 財 政 援 助 団 体 の 監 査 を 実 施 した の で、同 条 第 9 項 の 規 定 に よ り、そ の 結 果 を 別 紙 「財 政 援 助 団 体 監 査 結 果 報 告 書」 の と お り 報 告 し ま す。

な お、こ の 監 査 の 結 果 に 基 づ き、又 は こ の 監 査 の 結 果 を 参 考 と し て 措 置 を 講 じ た と き は、そ の 旨 を 同 条 第 1 2 項 の 規 定 に よ り 通 知 願 い ま す。

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

(1) 小金井市勤労者福祉サービスセンター

補助金：小金井市勤労者福祉サービスセンター補助金

主管課：市民部経済課

(2) つくば観光交通株式会社

補助金：小金井市リフトタクシー運行事業補助金

主管課：福祉保健部障害福祉課

3 監査の範囲

平成23年度の小金井市補助金等の支出に係るものを中心とし、必要に応じてその前後とした。

4 監査の方法

監査に当たっては、次に掲げる事項を主眼とし、書類審査及び関係職員からの説明聴取その他必要と認める方法により、本監査を実施した。

(1) 主管課

ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか。

イ 補助金等の目的は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

ウ 補助金等の条件の内容は明確か。

エ 補助金等の額の算定、交付方法、交付時期、交付手続等は適正か。

また、交付条件等の変更に際しての手続等も適正か。

オ 補助金等の効果及び履行の確認は、実績報告等によりなされているか。

カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 財政援助団体

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と主管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

ウ 事業は、計画並びに交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。

エ 補助金を理由なく繰り越していないか。

オ 出納関係帳票の整理、記帳は適正か。また、受領書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

カ 補助金等に係る収支の会計経理は適切か。

キ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

ク 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

5 監査期間

平成24年11月1日から平成25年1月29日

<実施年月日等>

実施年月日	時間	監査の対象	場所
平成25年 1月28日(月)	9:00~11:00	小金井市勤労者福祉サービスセンター	現地
平成25年 1月28日(月)	13:10~14:10	経済課	監査委員室
平成25年 1月29日(火)	9:00~11:30	つくば観光交通株式会社	現地
平成25年 1月29日(火)	13:10~14:10	障害福祉課	監査委員室

第2 監査の結果

1 概 評

関係書類の審査、対象団体及び担当課からの説明聴取等により監査を実施した結果、補助事業に係る出納その他の事務についておおむね適正に処理されていると認められた。

なお、改善又は検討を要する事項について、以下に述べる。

2 検討要望事項等

(1) 小金井市勤労者福祉サービスセンター（主管課：経済課）

ア 常務理事兼事務局長の給料等の支給について

小金井市勤労者福祉サービスセンターの常務理事は、「小金井市勤労者福祉サービスセンター役員等の報酬に関する規程」に基づき、常務理事の役員報酬が支払われることになっているが、常務理事は事務局長の職を兼ねており、事務局長の勤務実態に則して給料として支払われている。また、実費相当分の通勤手当が支給されているが、当該規程には明記されておらず、不明瞭である。

現在、規程の改正を準備中とのことであるが、遺漏なきよう行われたい。

イ 一般管理費への計上について

平成23年度実績報告書によると、役務費の会費収納等手数料が一般管理費として計上されているが、観劇や絵画展のチケット購入やバスツアー代の振込手数料が一部含まれていた。これらは福利厚生事業を行うに当たって要した費用であることから、一般管理費ではなく福利厚生事業費で計上すべきと考える。

また、同じく需用費の印刷製本費についても、印刷している会員向け広報紙の内容が、福利厚生事業の広報で大半が占められていることから、これについても一般管理費での一括計上ではなく、福利厚生事業費との

按分による分割計上が望ましいと考える。

一般管理費の名目では、様々な経費がこれに含まれる恐れがある。計上に当たっては費目ごとに明確な区分けをされるよう求める。

ウ 補助対象経費の明確化について

小金井市勤労者福祉サービスセンター補助金交付要綱によると、補助対象事業及び経費として、センターの管理運営に要する経費、中小企業退職金共済掛金補助事業に要する経費、その他市内勤労者の福祉向上のために必要な事業に要する経費が規定されている。しかしながら、このような規定では何が補助対象経費となるのか、疑義が生じかねない。

補助対象経費については、十分精査のうえ、要綱に明確に規定するよう要望する。

エ 補助金交付申請書と実績報告書について

平成23年度の本補助金交付申請書と実績報告書とを見比べると、補助対象事業費の事業内訳の記載方法が不統一となっている。これでは、申請時の算定額と実績報告時の決算額とを比較検証することが即座には難しい。

補助金の適正な執行を確認するためにも、記載方法を統一されるよう要望する。

(2) つくば観光交通株式会社（主管課：障害福祉課）

ア 補助金実績報告書について

平成23年度の本補助金実績報告書に添付されている収支決算見込書の内容を見ると、交付申請時の収支予算書とほぼ同一の積算内訳金額が記載されている。この決算見込書の提出をもって補助金額の確定を行い、その後、決算書の提出も求めずに今日に至っていることには、大いに問題があると言わざるをえない。

小金井市リフトタクシー運行事業補助金交付要綱によると、事業者は補助事業が完了して15日以内に補助事業の実績報告書を提出しなければならないことになっており、本実績報告書はそれに基づき平成24年4月13日付けで提出されているところである。事業完了の年度末から15日以内に決算書を提出することは事業者にとって困難であることから、決算見込書の提出で可としていると考えられるが、実績報告書の提出期限に余裕を持たせるなどして、決算見込書ではなく確定した決算書の添付を求めるよう改められたい。また、担当課にあっては提出された決算書を十分に精査し、実態に則した補助金交付をされるよう求める。

イ 補助対象経費について

本補助金交付要綱によると、補助金の対象となる経費は、車両購入費、人件費、維持管理費等の経費となっているが、事業者が補助申請している経費の中には、本規定に該当するのかわかりかねるものもあった。補助対象経費については十分精査のうえ、要綱に明記するよう要望する。

また、事業者にあっては、按分等で算出している経費について、実際の走行距離、走行時間、売上金額による比率を用いるなど、より明確な積算根拠を持つよう求める。

小金井市勤労者福祉サービスセンター

1 団体の概要

小金井市勤労者福祉サービスセンターの目的及び組織等は、次のとおりである。

(1) 目的

小規模事業所の従業員及び事業主の福利厚生を増進を図り、あわせて小規模事業所の振興発展に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

- ア 会員の共済に関する事業
- イ 会員の福利厚生に関する事業
- ウ その他目的達成のための必要な事業

(3) 事業開始

平成7年6月1日

(4) 組織（平成25年2月1日現在）

役員として、会長1名、副会長2名、常務理事1名、理事8名、監事2名、評議員9名が置かれている。職員は、事務局長1名（常務理事兼務）、事務局次長1名、補助職員2名である。

2 団体への補助

市は、小金井市勤労者福祉サービスセンター補助金交付要綱に基づき、平成23年度に1,454万8,988円の補助金を交付している。平成24年度の予算額は、1,414万7,000円である。

つくば観光交通株式会社

1 団体の概要

つくば観光交通株式会社の目的及び組織等は、次のとおりである。

(1) 目的

次の事業を営むことを目的とする。

(2) 事業内容

- ア 一般乗用旅客自動車運送事業
- イ 一般貸切旅客自動車運送事業
- ウ 特定旅客自動車運送事業
- エ 一般乗合旅客自動車運送事業
- オ 自動車の運行及びその管理の請負業
- カ 自動車による貨物運送事業
- キ 自動車のリース業
- ク 自動車及び部品の販売並びに修理
- ケ 損害保険代理業
- コ 旅行業
- サ 観光事業
- シ 介護保険法による次の居宅介護サービス事業
 - (ア) 訪問介護
 - (イ) 福祉用具貸与
 - (ウ) 居宅介護支援
- ス 上記各事業に付帯する一切の業務

(3) 事業開始

昭和36年3月3日

(4) 組織（平成25年2月1日現在）

役員として、代表取締役1名、取締役常勤2名、取締役非常勤2名、監査役1名が置かれている。組織は、無線部、整備部、タクシー・乗合・一般貸切部、経理部、福祉部、観光部で構成されており、乗務員、添乗員、無線オ

ペレーターを含めた従業員数は243名である。

2 団体への補助

市は、小金井市リフトタクシー運行事業補助金交付要綱に基づき、平成23年度に436万円の補助金を交付している。平成24年度の予算額は、同額の436万円である。